

総務省所管独立行政法人に係る業務の実績等に関する評価の基準

平成27年6月22日

総務大臣決定

- 1 「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定。以下「評価指針」という。）Ⅰ．1．（2）において、主務大臣が「個別具体的に作成し、それに基づいて評価を実施するもの」とされている評価の基準については、評価指針Ⅱ～Ⅳの記載内容をもって、総務省所管独立行政法人に係る業務の実績等に関する評価の基準（以下「本基準」という。）とし、これに基づき評価を実施する。
- 2 独立行政法人所管部局において、各独立行政法人に係る業務の特性、共管省庁における評価の基準の内容等を考慮の上、本基準に定めのない事項について追加的な基準を策定し、本基準と一体のものとして取り扱うこととして差し支えないものとする。
- 3 上記1において、評価指針中、「本指針」とあるのは「本基準」と、「主務大臣」とあるのは「総務大臣」と（注）、「政策評価担当部局など主務大臣による評価結果を取りまとめる部局等」とあるのは「大臣官房政策評価広報課」と、「主務大臣の作成する評価の基準」もしくは「主務大臣が評価の基準を作成する場合」とあるのは「独立行政法人所管部局において作成する追加的な基準」と、「各府省の作成する評価の基準等の中であらかじめ明らかにする」とあるのは「必要に応じ、独立行政法人所管部局において作成する追加的な基準において定める」と読み替えるものとする。

（注）Ⅲ．2．（2）なお書き（複数の府省等が共管している国立研究開発法人にかかる節）及び他の大臣決定（独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（H27.5.25 総務大臣決定））からの引用箇所を除く。